

基 発 0 9 2 0 第 6 号

令 和 元 年 9 月 2 0 日

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会 会長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

令和元年度最低賃金額の改定に関する周知・広報の実施等について（協力依頼）

最低賃金行政の運営について、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和元年度の地域別最低賃金額の改定については、令和元年8月から9月の間に改定公示のすべてが行われ、令和元年10月1日から順次発効されます。

また、一定の事業又は職業に係る特定最低賃金額についても、今後改定・発効が予定されています。

これらの改定された最低賃金額（以下「改定額」という。）については、広く国民に周知し、その履行確保を図る必要があることから、厚生労働省では、広報媒体を活用した周知・広報に取り組んでいます。

については、貴団体におかれましても、傘下の会員等に対し、改定最賃額及び発効日の周知について、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年度 地域別最低賃金 改定状況

都道府県名	改定額【円】 ※括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額		引上げ額【円】	発効年月日
北海道	861	(835)	26	2019年 10月3日
青森	790	(762)	28	2019年 10月4日
岩手	790	(762)	28	2019年 10月4日
宮城	824	(798)	26	2019年 10月1日
秋田	790	(762)	28	2019年 10月3日
山形	790	(763)	27	2019年 10月1日
福島	798	(772)	26	2019年 10月1日
茨城	849	(822)	27	2019年 10月1日
栃木	853	(826)	27	2019年 10月1日
群馬	835	(809)	26	2019年 10月6日
埼玉	926	(898)	28	2019年 10月1日
千葉	923	(895)	28	2019年 10月1日
東京	1,013	(985)	28	2019年 10月1日
神奈川	1,011	(983)	28	2019年 10月1日
新潟	830	(803)	27	2019年 10月6日
富山	848	(821)	27	2019年 10月1日
石川	832	(806)	26	2019年 10月2日
福井	829	(803)	26	2019年 10月4日
山梨	837	(810)	27	2019年 10月1日
長野	848	(821)	27	2019年 10月4日
岐阜	851	(825)	26	2019年 10月1日
静岡	885	(858)	27	2019年 10月4日
愛知	926	(898)	28	2019年 10月1日
三重	873	(846)	27	2019年 10月1日
滋賀	866	(839)	27	2019年 10月3日
京都	909	(882)	27	2019年 10月1日
大阪	964	(936)	28	2019年 10月1日
兵庫	899	(871)	28	2019年 10月1日
奈良	837	(811)	26	2019年 10月5日
和歌山	830	(803)	27	2019年 10月1日
鳥取	790	(762)	28	2019年 10月5日
島根	790	(764)	26	2019年 10月1日
岡山	833	(807)	26	2019年 10月2日
広島	871	(844)	27	2019年 10月1日
山口	829	(802)	27	2019年 10月5日
徳島	793	(766)	27	2019年 10月1日
香川	818	(792)	26	2019年 10月1日
愛媛	790	(764)	26	2019年 10月1日
高知	790	(762)	28	2019年 10月5日
福岡	841	(814)	27	2019年 10月1日
佐賀	790	(762)	28	2019年 10月4日
長崎	790	(762)	28	2019年 10月3日
熊本	790	(762)	28	2019年 10月1日
大分	790	(762)	28	2019年 10月1日
宮崎	790	(762)	28	2019年 10月4日
鹿児島	790	(761)	29	2019年 10月3日
沖縄	790	(762)	28	2019年 10月3日